

東北地方太平洋沖地震の被災地域のお客さまに対する
保険契約の失効に関する特別措置について

弊社は、今回の東北地方太平洋沖地震の被災者の皆さまを支援するため、災害救助法が適用された地域※1にお住まいのお客さまの契約※2については、最長2011年9月30日まで契約を失効させない特別な取り扱いを開始いたします。保険料の払い込み猶予のお申し出がない場合でも、9月30日までは契約が失効することはありませんのでご安心ください。

今回の特別措置により、保険料の未納による保険契約の失効のみならず、契約者貸付を受けられているご契約や保険料の自動振替貸付がすでに適用になっているご契約で、利息のお支払いや元本返済のお手続きができないことによる失効（いわゆるオーバーローン失効）も2011年9月30日まで猶予いたします。

生命保険契約が失効すると、万一の際に保険金をお支払いできないだけでなく、契約を復活されたい場合でも、その時点の健康状態によっては復活がかないません。被災地域のお客さまが大変困難な状況下にいらっしゃることを鑑み、ご契約が失効することなく継続し、万一の際に保険金をお支払いするために今回の特別措置を決定いたしました。

今回の特別措置の詳細につきましては、担当ライフプランナーもしくは弊社カスタマーサービスセンターにご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、10月1日以降も契約の継続をご希望される場合は、猶予期間に応じて保険料等をお支払いいただく必要があります。ご注意ください。

※1 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の適用地域。但し、東京都など一部地域を除く。

※2 2011年3月11日時点で有効に継続されているもの

<お問い合わせ先>

プルデンシャル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-810740（通話料無料）

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

受付時間：平日 8:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00

6月1日より平日の受付時間が8:00～21:00と長くなりました